



島根県報

令和2年5月26日（火）

号外第68号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道路維持課) 2

告 示**島根県告示第361号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年5月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	甲田作木線	邑智郡邑南町上田6498番2地先から同983番地先まで	メートル 59.90	令和2年 5月27日	県央県土整備 事務所	
〃	邑南美郷線	邑智郡邑南町宇都井1030番2地先から同2136番1地先まで	33.30	令和2年 5月26日		
〃	〃	邑智郡邑南町宇都井1000番2地先から同番5地先まで	33.50	令和2年 5月26日		